

H31 年度 守口市猫不妊・去勢手術費補助事業



～猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します～

■ 補助の要件

1. 申請者は守口市に住民登録を有している方に限ります。
2. 交付申請日において、守口市税の滞納がない方に限ります（世帯員を含む）。
3. 飼養している「飼い猫」若しくは市内に棲息する「所有者不明猫」が対象です。
4. 動物病院で行う獣医師による手術に限ります。

■ 補助内容

- | | | | |
|---------------|------|-------|---------|
| 1. 飼い猫 | (一律) | 1匹につき | 3,500円 |
| 2. 所有者不明猫(オス) | | 1匹につき | 8,000円 |
| | (メス) | 1匹につき | 10,000円 |

※飼い猫については、同一年度内において同一世帯につき2匹までとなります。

※手術費が補助額を下回る場合は、その実費額となります。

必ず市役所にて事前の申請が必要です。

※注意 「補助金交付決定通知書」の交付を受ける前に行われた手術は、対象になりません。

■ 申請から補助金交付までの流れおよび必要な物

①市役所にて事前の交付申請 [申請者]

- ・ 申請書：正・副2通（1匹ごとの申請が必要、押印が必要）
- ・ 本人確認：申請者の住所・氏名がわかるものを提示（例：運転免許証・健康保険証）

②申請者あてに「補助金交付決定通知書」を郵送 [市]

③動物病院で手術の実施（所有者不明猫は、片耳にV字カットも実施） [申請者]

④市役所に獣医師の証明を記載した、実績報告書を提出 [申請者]

- ・ 手術費の領収書等（写し可）
- ・ 手術前後の写真（所有者不明猫に限る）：L版（8.9×12.7cm）程度の対象猫のカラー写真で、個体として全体の特徴及び手術後の耳のV字カットが確認できるもの

⑤申請者あてに「補助金額確定通知書」を郵送 [市]

⑥市役所に補助金の請求 [申請者]

⑦申請者の口座に入金 [市]

※②の通知日から60日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、実施報告書を提出してください。

※補助金が振り込まれるまで申請書の控えは大切に保管してください。

※印鑑（シャチハタ等の浸透印、ゴム印は不可）

■ お問い合わせ・申請 守口市役所 6階 環境政策課 電話：06-6992-1511